

行方市議会議員一般選挙のお知らせ

行方市選挙管理委員会事務局(麻生庁舎)

☎0299(72) 0811

任期満了に伴う「行方市議会議員一般選挙」の日程が決まりましたので、お知らせします。

【投票日】 4月26日(日)

【告示日(立候補届出日)】 4月19日(日)

【選挙すべき人員】 20名

【立候補予定者説明会】

◆期 日 3月24日(火) 午後2時～

◆場 所 行方市北浦公民館(行方市山田2175)

※立候補予定者は必ず出席してください。

※会場の都合上、出席者は各立候補予定者につき2名以内でお願いします。

行方市家庭相談員を募集します

こども福祉課(玉造庁舎)

☎0299(55) 0111

市では、平成27年4月1日採用予定の家庭相談員を募集します。家庭における児童養育及び児童福祉の向上を図るため、家庭児童福祉に関する相談・指導・助言を行います。

■勤務先 こども福祉課(玉造庁舎)
■応募資格 行方市もしくは隣接市町村在住の方で、概ね年齢が65歳以下の方

■雇用期間 平成27年4月1日～平成28年3月31日

■勤務日 週3日

■勤務時間 午前8時30分～午後5時15分

■報 酬 月額100,800円

■募集人員 1名程度

■必要な資格

次のいずれかに該当する者

①学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において、児童福祉、社会福祉、児童学、心理学、教育学、もしくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

②医師

③社会福祉主事として、2年以上児童福祉事業に従事した者

④前各号に準ずる者であって、家庭相談員として必要な学歴を有する者

■応募方法 市販の履歴書に必要な事項を記入し、こども福祉課へ持参

■申込締切 平成27年3月13日(金) 午後5時

■選考方法 書類選考後、面接を実施します(面接日は後日連絡)。
※採否については、本人宛通知します。

※提出された履歴書は返却しませんのでご了承ください。

※雇用条件等は行方市嘱託職員等任用管理規則によります。



放課後児童クラブ・降園後保育指導員を募集します

こども福祉課(玉造庁舎)

☎0299(55) 0111

市では、平成27年4月1日採用予定の放課後児童クラブ等の指導員(補助指導員)を募集します。

お子さんを安心安全に見守り、一緒に遊んであげたりするもので、子どもの好きな方ならどなたでもできます。

■応募資格 行方市もしくは隣接市町村在住の方で、元気があり子供の健全育成に熱意があり、高卒以上の方

■指導内容 子ども達への生活指導、遊びを中心とする保育及び安全の確保

■雇用期間 平成27年4月1日～平成28年3月31日

■勤務日 月曜日～金曜日(週3～5日)

■勤務時間 午後2時30分～午後6時30分(1日保育時は午前8時から午後6時30分の間で8時間以内)

■時 給 指導員980円(教職免許や保育士免許等を持っている方) 補助指導員810円

■募集人員 8名程度

■勤務場所 市内放課後児童クラブ及び降園後保育施設

■採用 電話等で、こども福祉課までご連絡ください。後日、面接を経て採用を決定します。面接時に履歴書が必要となります。

■申込締切 3月13日(金) 午後5時



使用済み卓上コンロ用のガスボンベは、どのように処分していますか

環境課（北浦庁舎）

☎02991（35）2111

ごみ収集時において、使用済み卓上コンロ用ガスボンベ等による収集車の引火事故が近年多発傾向にあり、また、環境美化センター内においても、破裂により機器が破損することがあります。

使用済み卓上コンロ用ガスボンベ等の処分については、必ず缶本体に穴を開けてから、不燃ごみ用コンテナ（赤色又は黄色）に入れて、所定のごみ集積所にお出しになるようお願いいたします。

完全に使いきり、スプレー缶ガス抜き器で穴を開けてください。



不法投棄にご注意を！

環境課（北浦庁舎）

☎02991（35）2111

コンクリートガラ等の建築廃材の不法投棄が多発しています。

ごみの投棄者が特定できない場合は、土地の所有者や管理者などの責任で処理していただくことになります。

不法投棄を未然に防ぐには、不法投棄がされない環境づくりが大切です。

休耕地や空き地を所有・管理されている方は、雑草の刈り取りを定期的に行い、また、柵を設置するなどして、不法投棄されないよう努めてください。



不法投棄された建築廃材

市営住宅の入居者を募集します

都市建設課（玉造庁舎）

☎02999（55）0111

みなみ原団地

所在地 青沼841-14

間取り 3LDK

構造 RC造

募集戸数 2戸

■応募資格 次の①～④の全ての要件に該当する方

①単身入居以外の方で現在住宅に困っている方

②税等を滞納していない方

③条例で定める基準内の収入である方

（例）一般世帯の場合（1世帯の合計所得額－控除額）÷12≦15万8千円以下

④入居予定者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員でないこと

■申込方法 所定の申込書に必要事項を記入し、都市建設課（玉造庁舎）に提出してください（市のホームページからダウンロードできます）。

■申込締切 3月2日（月）～3月20日（金）

【入居者の選考】市営住宅管理条例第8条により入居者選考委員会を行い入居者を決定いたします。

平成27年度行方市集団機能訓練参加者募集

健康増進課（北浦保健センター内）

☎02991（34）6200

■対象となる方 市内に居住する65歳未満の介護保険サービスを利用していない方で、次のいずれかに該当する方

①医療終了後も継続して訓練を行う必要がある方

②身体機能や精神機能に障害があるにもかかわらず、必要な訓練を受けていない方

■実施場所 北浦保健センター

■実施内容 集団体操・筋力トレーニング・歩行訓練・作業療法・レクリエーション等

■実施方法 理学療法士、作業療法士、保健師等が実施

■実施日 毎週水曜日 午前9時30分～午前11時30分

※変更になる場合もあります

※申込方法等、詳細は健康増進課（北浦保健センター内）にお問い合わせください。

行方市ふれあいスタディ 講師の募集

学校教育課 指導室（北浦庁舎）

☎ 0291（35）2111

■内 容

市内の学ぶ意欲をもった児童生徒に学習の機会を提供するため、地域の方々の参画・協力を得ながら公民館施設を活用し、学習支援活動を実施するものです。また、この支援を図りながら、子どもたちの学力向上を図るものです。

市内の小学4年生から中学3年生（各会場20名以内）を対象に学習支援を行います。基本的に児童生徒による自学自習ですが、学校の学習で分からない箇所について、講師が質問に答えていく形式で学習支援を行います。

■期 間 平成27年5月から平成28年3月 毎週土曜日（年間48回程度）

■時 間 毎週土曜日 午前10時～正午

■場 所 麻生公民館、北浦公民館、玉造公民館

■対 象 主旨に賛同され、学習支援をして頂ける方

■応募資格 教員免許等資格者、教員経験者

■募集人数 10人程度

■講師料 1回（2時間）3,000円（交通費を含む）予定

■申込方法 学校教育課指導室（北浦庁舎）へ電話連絡

■申込締切 3月20日（金）



2・3月は茨城県フィルタリング普及啓発推進月間です

茨城県女性青少年課

☎ 029（301）2183

近年、スマートフォンやゲーム機などインターネットを利用できる機器が増えています。

子どもたちの安全安心なインターネット利用のために、インターネット上の有害情報から守る「フィルタリング」を利用しましょう。



春の火災予防運動 「3月1日～3月7日までの一週間」

春は火災の多発期！！ 枯れ草火災等に注意！

☆☆たき火が原因の火災多発！！☆☆

たき火が原因の、枯れ草火災などが相次いで発生しています。

空気が乾燥していますので、次のことに十分注意し、火災を出さないようにしましょう！

- 1 枯れ草等、燃えやすいものがある場所では、たき火をしない
- 2 強風時や乾燥時には、たき火・火入れをしない
- 3 タバコの吸殻は必ず消し、投げ捨ては絶対にしない



取り付けましたか？住宅用火災警報器

あなたの住宅にも、火災警報器の取り付けが義務付けられています。まだ設置されていない家庭は、設置しましょう。

◆取り付けが義務付けられているところ… 寝室、階段

◆取り付けをおすすめするところ… 台所、全ての居室

火災警報器は、家族やあなたの命を守ります！



問 行方消防署 ☎ 0291-35-0119

高齢者福祉事業について紹介します

行方市では、高齢者の方が介護が必要になっても、住み慣れた地域や住まいで自立した生活を送ることができるよう支援しています。

サービスの利用については、介護福祉課にお問い合わせください。



事業名	事業概要
軽度生活援助事業	介護保険制度の要介護認定を受けていない 65 歳以上の高齢者のみの世帯またはひとり暮らし高齢者で日常生活の援助が必要な人を対象にホームヘルパーを派遣し、住居の清掃・生活必需品の買物等の家事援助を行います。
高齢者紙おむつ助成事業	介護保険制度の要支援認定者で紙おむつの介護用品を必要とする在宅の 65 歳以上の方を対象に行方市指定の薬局・薬店で利用できる助成券（紙おむつ等購入料金 1 カ月 5,000 円を上限とし、1 割自己負担）を給付します（1 カ月のうち 15 日以上入院・入所・ショートステイを利用した者を除きます）。
介護慰労金支給	5 月 31 日を基準日として、介護保険の要介護 4・5 認定者を在宅で介護している方に、年 1 回一律 10,000 円の慰労金を支給します（90 日以上入院もしくは入所した場合を除きます）。
愛の定期便事業	65 歳以上のひとり暮らし高齢者を対象に牛乳等の乳製品を定期的に業者が宅配するとともに安否確認を行います。
緊急通報システム事業	65 歳以上のひとり暮らし高齢者等を対象に急病などの緊急時に迅速な対応を図るため、近親者や近隣協力員などの連絡体制を整備するとともに簡単な操作で消防本部に通報できる装置を設置します。
日常生活用具給付等事業	65 歳以上のひとり暮らし高齢者等を対象に日常生活用具【電磁調理器、火災報知器、家具転倒防止器具等（70 歳以上）】を給付します。
訪問理美容サービス事業	理容所・美容室に出向くことが困難であり、65 歳以上の高齢者のみの世帯またはひとり暮らし高齢者及び市民税非課税世帯に属する介護保険制度の要支援 1 以上の認定者（第 2 号被保険者を除く）を対象に、年 6 回を限度に理容・美容師が自宅を訪問し散髪のサービスを行います。
徘徊高齢者家族支援サービス事業	徘徊の見られる高齢者を介護している家族を対象に、安心して介護できる環境をつくるため、位置情報を送信する装置を貸与し、その高齢者が身につけることにより位置情報を介護者に知らせます。
在宅福祉サービス事業	日常生活を営むのに支障のある高齢者等への家事援助のサービスや要介護者・要支援者・身体障害者等で、単独での移動が困難な人を対象に、通院及び外出介護などのサービスを提供します。
緊急医療情報キット支給事業	65 歳以上のひとり暮らし高齢者等を対象に、緊急救命時に役立つ緊急医療情報キット【情報シート（持病・連絡先等の個人情報を記載）・シール（利用者を知らせる玄関用）・マグネット（保管場所を知らせる冷蔵庫用）】を給付します。
いばらき高齢者優待制度（いばらきシニアカード）事業	65 歳以上の高齢者へシニアカードを交付することにより、外出を促すことによって、健康増進や引きこもりの防止をし、高齢者を地域・企業・行政が一体となり支えあう社会の構築を目指しています。 また、カード裏面に個人情報（住所・氏名・連絡先等）を記載することができ、緊急事態の照会に役立つようになっています。 ※協賛店へシニアカードを提示することにより、各店ごとに設定されたサービスの提供があります。

*各事業とも対象者要件や利用者負担がある場合があります。

*申請は、介護福祉課のほか麻生庁舎及び北浦庁舎の総合窓口でも受け付けます。

【問い合わせ】介護福祉課（玉造庁舎） ☎ 0299-55-0111（内線 121・125）

飼い犬の登録と狂犬病予防注射の実施について (定期集合注射)

平成 27 年度の飼い犬の登録と狂犬病予防注射を下記の日程で実施します。

生後 91 日以上の犬は狂犬病予防法により、「登録」と「狂犬病予防注射」が義務づけられています。

室内小型犬や猫犬も例外ではありません（すべての犬が対象です）。愛犬と一緒に都合の良い会場へお越しください。



○登録料等

区 分	登録している犬	登録していない犬
登録手数料	—	2,000円
注射済票交付手数料	350円	350円
予防注射料金	3,000円	3,000円
計	3,350円	5,350円

○犬の登録は生涯 1 回

平成 7 年 4 月 1 日以降に済ませた登録は、その犬の生涯にわたって有効で、毎年登録する必要はありません。

○狂犬病予防注射は、毎年 1 回受けなければなりません。

○届け出は環境課へ

登録した犬が死亡したり、所在地や所有者に変更があったときは届け出をしてください。

【問い合わせ】

環境課（北浦庁舎） ☎ 0 2 9 1 - 3 5 - 2 1 1 1

地区	日程	時 間	実 施 場 所
玉造地区	4月12日(日)	9:00 ~ 9:20	沖洲集落センター
		9:30 ~ 9:45	羽生地区学習センター
		9:55 ~ 10:10	八木蒔地区学習センター
		10:20 ~ 10:35	澤屋商店前駐車場
		10:45 ~ 11:00	中山消防機庫
		11:10 ~ 11:25	旧上山組公民館
		11:35 ~ 11:45	江北産業跡地
		13:00 ~ 13:15	榎本農民研修センター
		13:25 ~ 13:40	若海農村集落センター
		13:55 ~ 14:25	行方市役所玉造庁舎
	4月13日(月)	9:00 ~ 9:15	藤井集会所
		9:25 ~ 9:40	荒宿農村集落センター
		9:50 ~ 10:10	玉川地区学習センター
		10:20 ~ 10:35	新田ふるさとコミュニティセンター
		10:45 ~ 11:00	手賀地区学習センター
		11:10 ~ 11:25	高須一本松前
		11:35 ~ 11:55	玉造西地区学習センター
		13:00 ~ 13:15	行方市泉配水場
		13:25 ~ 13:40	小座山農村集落センター

地区	日程	時 間	実 施 場 所
麻生地区	4月19日(日)	9:00 ~ 9:15	五町田ふるさとコミュニティセンター
		9:25 ~ 9:40	西浦地区学習センター
		9:50 ~ 10:05	今宿農村集落センター
		10:15 ~ 10:30	橋門四番組集会所
		10:40 ~ 10:55	小高地区館
		11:05 ~ 11:25	島並農村集落センター
		11:35 ~ 11:50	本城会館
		13:00 ~ 13:15	(有) 出沼喜之助商店前
		13:25 ~ 13:40	粗毛農村集落センター
		13:50 ~ 14:20	麻生公民館
		14:30 ~ 14:45	新原公民館
	4月20日(月)	9:00 ~ 9:15	井貝農村集落センター
		9:25 ~ 9:40	谷津農村集落センター
		9:50 ~ 10:05	四鹿杉平農村集落センター
		10:15 ~ 10:30	青沼ふるさとコミュニティセンター
		10:40 ~ 10:55	石神構造改善センター
		11:05 ~ 11:20	太田地区館
		11:30 ~ 11:45	台矢幡集会所
		13:00 ~ 13:15	白浜ウォーキングセンター
		13:25 ~ 13:40	大和地区館
		13:50 ~ 14:05	天掛ふるさとコミュニティセンター

地区	日程	時 間	実 施 場 所
北浦地区	4月17日(金)	9:00 ~ 9:15	前田商店
		9:25 ~ 9:40	行戸中央公民館
		9:50 ~ 10:05	南原生活改善センター
		10:15 ~ 10:35	㊤集荷所
		10:45 ~ 11:00	小貫地区学習センター
		11:10 ~ 11:25	J A グリーンショップ武田店跡
		11:35 ~ 11:55	武田地区館
		13:00 ~ 13:15	長野江田園都市センター
		13:25 ~ 13:40	金上農村集落センター
		13:45 ~ 14:00	東内宿バス停（北浦肥料倉庫）
	4月18日(土)	9:00 ~ 9:20	要地区館
		9:30 ~ 9:45	南高岡農村集落センター
		9:55 ~ 10:10	中根農村集落センター
		10:20 ~ 10:40	繁昌地区学習センター
		10:50 ~ 11:05	吉川農村集落センター
		11:15 ~ 11:30	北浦幼稚園
		11:35 ~ 12:00	行方市役所北浦庁舎

◇犬は家族の一員です。愛犬のためにも放し飼いはやめて、散歩の時は引き綱をつけ、排泄物は必ず持ち帰りましょう。

平成 27 年度 戸別浄化槽整備事業について

戸別浄化槽整備事業とは・・・

この事業は、個人より分担金及び毎月の使用料をいただき、市が浄化槽を設置・管理し、適正な生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るものです。

対象地域は・・・

麻生・玉造地区の公共下水道認可区域及び農業用集落排水事業区域を除く市内全域

◆加入分担金及び使用料

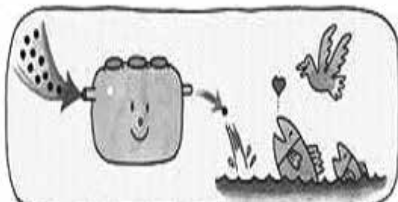
住宅延床面積	浄化槽の大きさ	分担金	使用料（税別）
140㎡未満	5人槽	110,000 円	3,800 円
140㎡以上	7人槽	140,000 円	4,000 円
2世帯住宅	10人槽	190,000 円	5,100 円

◆浄化槽の規格

高度処理型合併浄化槽 窒素・リン除去タイプ（BOD10mg/ℓ以下、総窒素量 10mg/ℓ以下、リン 1 mg/ℓ以下）

◆浄化槽設置工事と維持管理における負担及び管理区分

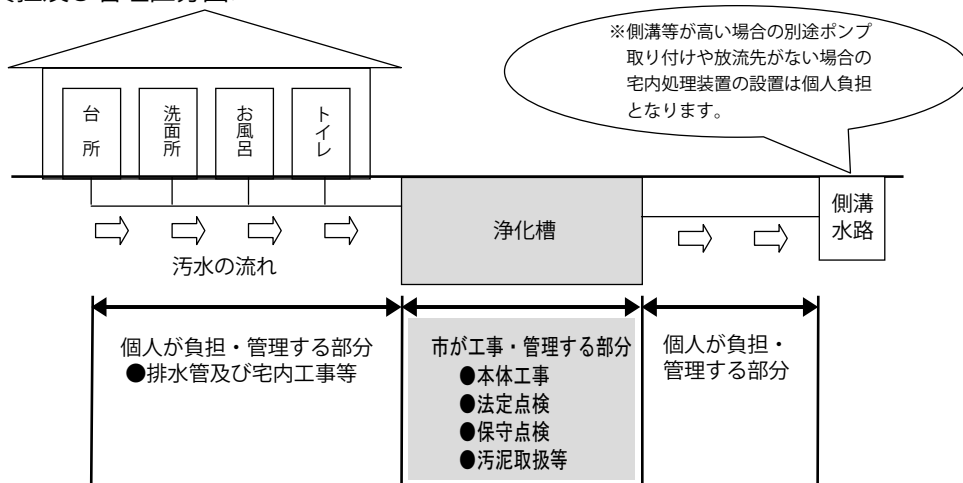
◎設置工事に係る市及び個人の負担区分

市が実施する部分	個人が実施する部分
①浄化槽本体設置工事（ブロワ含む）標準 ②浄化槽本体工事に係る附帯工事 	①配管工事→市指定工事店へ依頼してください。 ※単独浄化槽からの転換の場合、配管工事費に対する補助制度があります。 ※補助額 60,000 円 / 基 ②宅内設備の改造や改築 ③工事の支障となる物の撤去、移転、復旧など ④既設浄化槽等の撤去 ※単独浄化槽の場合、補助金制度があります。 ※補助額 90,000 円 / 基 ⑤屋外コンセント設置工事 ⑥駐車場タイプにする場合の補強工事 ⑦処理水を道路側溝等へ放流する際の道路管理者等への許可申請

◎維持管理に係る市及び個人の負担区分

市が実施する部分	個人が実施する部分
①法定検査（年 1 回）及び保守点検（年 3 回）に要する費用 ②汲取り及び清掃（年 1 回）に要する費用 ③修繕費用（ただし、個人が浄化槽を破損した場合には個人負担となります。）	①浄化槽使用料 ②電気料（本体及びブロワに係る電気料） ③清掃に要する水道使用料

<負担及び管理区分図>



【問い合わせ】

下水道課施設整備 G（玉造庁舎）

TEL 0299 - 55 - 0111

設置希望の方は・・・

①申請受付は、平成 27 年 4 月 1 日から玉造庁舎・下水道課で開始します。

②申請書に必要事項を記入の上、必要書類を添えて提出してください。

※申請用紙は玉造庁舎・下水道課及び麻生・北浦庁舎の総合窓口で用意しています。

③希望時期の遅くとも 2 カ月前までにはお申し込みください。
また、**浄化槽の設置基数には制限があります**ので早めのご検討をお勧めします。

④申請の手続きや不明な点がある場合は、下水道課窓口又はお電話でご相談ください。

住民基本台帳の閲覧状況について公表します

平成 18 年 11 月 1 日の住民基本台帳法改正により、住民基本台帳閲覧状況の公表が義務付けられました。
同法の規定に基づき平成 26 年 5 月から平成 26 年 12 月までの閲覧状況を公表します。

閲覧者（委託者）	閲覧事由	閲覧日	閲覧対象
霞ヶ浦河川事務所長	霞ヶ浦浚渫事業に伴う借地事務のため	5 月 2 日	全域 136 件
中央調査者（榎野村総合研究所）	「日本放送協会（NHK）のテレビ視聴に関する調査」の対象者抽出	5 月 23 日	行方 14 件
新情報センター（一般社団法人 家の光協会）	「読書についてのアンケート」対象者抽出	7 月 2 日	芹沢 19 件
建設技術研究所（霞ヶ浦河川事務所長）	「霞ヶ浦の環境整備に関するアンケート調査」対象者抽出	8 月 22 日 9 月 4 日 9 月 5 日	全域 1633 件
霞ヶ浦河川事務所長	霞ヶ浦浚渫事業に伴う借地事務のため	10 月 23 日	全域 136 件
ビデオリサーチ（日本たばこ産業株式会社）	「全国たばこ喫煙者率調査」の対象者抽出	12 月 18 日	麻生 20 件

■問い合わせ 総合窓口課（玉造庁舎） Tel 0299-55-0111

税金のお知らせ

市税の納付は口座振替が便利です

今月の税金
国民健康保険税 第9期
納付期限(口座振替日)
は3月31日です。

市税は口座振替による納付が便利です。納め忘れがなく、金融機関や市役所窓口に出向く必要もなく、安全です。

手続きは市内の金融機関窓口でできます。口座振替依頼書は、市内の銀行、信用金庫、農協、郵便局に備えてありますので、手続きの際は預貯金通帳及び通帳登録印鑑をご持参ください。

なお、口座振替の処理には1カ月程度の期間を要しますので、新年度課税分から口座振替を依頼する場合は早めの手続きをお願いいたします。

■口座振替の方は預貯金残高の確認をお願いします。

市税の口座振替日は各税目の納期限日です（下段参照）。振替できなかった市税の再振替は行いませんので、振替日の前日までに預貯金残高の確認をお願いします。残高不足等により振替不能になり、その後も納付できない場合には「滞納」になり、督促手数料や延滞金が加算されます。

税 目	納 期 限（口座振替日）
固定資産税	4期（5月・7月・9月・11月）の各月の末日
軽自動車税	5月末日
市県民税	4期（6月・8月・10月・12月）の各月の末日 ただし、12月は25日
国民健康保険税	9期（7月から3月まで）の各月の末日 ただし、12月は25日

※納期限が土曜日又は日曜日の場合は、翌月曜日が納期限となります。

■2月27日実施の不動産公売結果については、4月号にてお知らせいたします。

問い合わせ 収納対策課（麻生庁舎） ☎ 0299-72-0811

平成 27 年 4 月 1 日より軽自動車税が改正になります

自動車関係税制の抜本的な見直しが行われ、平成 26 年度税制改正により、軽自動車税の税額が下記のとおり変更となりますのでお知らせいたします。

○三輪以上の軽自動車の税額について

1. 平成 27 年 3 月 31 日以前に新車にて登録された車両は、①現行税額になります。
2. 平成 27 年 4 月 1 日以降に新車にて登録された車両については、②新税額になります。
3. グリーン化を進める観点から、初年度登録から 13 年を経過した三輪以上の軽自動車については、平成 28 年度から、②新税額の概ね 20% 増となる③重課税額となります。

車種区分			①現行税額 (平成 27 年 3 月 31 日までの登録車)	②新税額 (平成 27 年 4 月 1 日以降の登録車)	③重課税額 登録後 13 年 (H28 年度より重課)
三輪のもの			3,100 円	3,900 円	4,600 円
四輪	乗用	営業用	5,500 円	6,900 円	8,200 円
		自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円
	貨物用	営業用	3,000 円	3,800 円	4,500 円
		自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円

○廃車等の手続きはお済みですか

軽自動車税は、毎年 4 月 1 日現在で車両を所有（登録）されている方に年税額が課税されます。そのため、4 月 2 日以降に廃車や名義変更をされても、月割り課税の制度がなく、その年度分の軽自動車税を納めていただくことになりますのでご注意ください。

■問い合わせ 税務課（麻生庁舎） TEL 0299-72-0811

シリーズ 国民健康保険

3 月・4 月は異動のシーズンです。

国保の加入、喪失は届け出が必要です。手続きをお忘れなく！

手続きが必要なとき		必要な書類等
国民健康保険に加入するとき	ほかの市町村から転入したとき	ほかの市町村の転出証明書
	会社等を退職したとき又は被扶養者でなくなったとき	職場の健康保険をやめた証明書
国民健康保険を喪失するとき	他の市町村へ転出するとき	国民健康保険証
	会社等に就職したとき又は被扶養者となったとき	国民健康保険証と職場の健康保険の両方（後者が未交付の場合は加入したことを証明するもの）
	死亡したとき	国民健康保険証
	市外に住所のある学生が卒業などで学生でなくなったとき	国民健康保険証
その他	住所・氏名・世帯主が変わったとき	国民健康保険証
	就学のため子どもが世帯を離れて他の市町村に居住するとき	国民健康保険証 在学証明書
	保険証を紛失したとき	本人確認ができるもの (運転免許証など)

※手続きは、3 庁舎（玉造庁舎 国保年金課・麻生及び北浦庁舎 総合窓口）でできます。また、全ての手続きには、印鑑が必要です。異動のあった日から 14 日以内にお願いいたします。

■問い合わせ 国保年金課（玉造庁舎） TEL 0299-55-0111